



市内農業者の渇水・暑熱対策を支援

農業用水確保用ポンプの調達や燃料費、園芸・畜産農家の暑熱対策等を支援します

昨年に引き続き、今夏も高温及び少雨により、農業生産に深刻な影響が生じることが懸念されています。その影響を最小限に抑えるべく、農業者において水中ポンプ等の調達などの渇水対策、ビニールハウスや畜舎における暑熱対策など様々な取り組みがなされています。

このような状況を受けて、養父市では昨年度と同様に「令和 8 年度養父市緊急渇水・暑熱対策事業補助金」を予算化し、これらの自主的な渇水・暑熱対策を支援することで、市内の農業生産活動の安定化を図ります。

以上について、早急な対応が必要と考え、2026 年 8 月 12 日（水）に補正予算を編成し、専決処分を行いました。補助金の申請期間は 2026 年 8 月 13 日（木）から 2026 年 12 月 28 日（月）までとしており、詳細は以下のとおりです。

【補助金の概要】

- 1 目的 今夏の高温及び少雨に対して、農業者の自主的な渇水・暑熱対策に要する経費を補助することで、市内における安定した農業生産の維持を図る。
- 2 補助対象者 市内で水稻生産又は農産物等の販売をするために農業を営む個人・法人、水利組合等農業団体
- 3 補助対象経費及び補助金の額

対象経費	補助金の額
① 購入費又はリース料（給水車、給水・水中ポンプ及びこのポンプに用いる発電機や送水ホース）	対象経費の85%以内（上限50万円）
② 燃料費（給水車、ポンプ又は発電機に係る燃料費）	実額の85%以内（上限20万円） ※領収書等がない場合は、稼働日数に定額1,000円/日を乗じた金額（最大30日分）
③ 井戸又は貯水槽設置に係る調査及び工事費	対象経費の85%以内（上限50万円）
④ 設置費（扇風機、換気扇、細霧発生装置、遮光シート等） ただし、畜産農家又は施設園芸農家に限る。	対象経費の50%以内（上限50万円）

※上記①、②については、近畿地方が梅雨明けした 2026 年 7 月 8 日（水）から 2026 年 9 月 30 日（水）までに支払った経費が対象

上記③、④については、2026 年 7 月 8 日（水）から 2026 年 12 月 28 日（月）までに支払った経費が対象

- 4 申請方法 農林振興課の窓口（養父市広谷 250-1）に補助金申請書及び事業に要した経費の領収書等、必要書類を提出する。
- 5 申請期間 2026 年 8 月 13 日（木）から 2026 年 12 月 28 日（月）まで

【問合せ】

産業環境部 農林振興課 課長：高木 信彦 担当者：藤原 将司
電話：079-664-0284